

株主各位

福岡市博多区那珂三丁目28番5号
ロイヤルホールディングス株式会社
代表取締役社長 **今井明夫**

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成20年3月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド・ハイアット・福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第59期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第5号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.royal-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様への長期的かつ安定的な配当を株主還元の基本方針として位置付けるとともに、配当金の決定に際しては、業績や経営環境との連動を図るため、「連結当期純利益を基準に配当性向20%以上を目安とする」ことといたしております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 773,500,620円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年3月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
1	榎 本 一 彦 (昭和18年9月25日生)	昭和41年4月 ㈱日本不動産銀行（現㈱あおぞら銀行）入 行 昭和47年4月 ㈱福岡相互銀行（現㈱西日本シティ銀行） 入行 昭和48年4月 福岡地所㈱入社 昭和49年6月 同社専務取締役 昭和52年3月 当社取締役 昭和54年8月 福岡地所㈱代表取締役社長 平成3年3月 当社代表取締役副会長 平成9年3月 当社代表取締役会長（現任） 平成15年8月 福岡地所㈱代表取締役会長（現任） (他の法人等の代表状況) 福岡地所㈱代表取締役会長 博多熱供給㈱代表取締役社長 福岡新都心開発㈱代表取締役社長 福岡地所シニアライフ㈱代表取締役社長	14,800株
2	今 井 明 夫 (昭和20年12月17日生)	昭和43年4月 富士製鐵㈱（現新日本製鐵㈱）入社 昭和49年6月 福岡地所㈱入社、東京支社長 平成3年4月 アールアンドディープランニング㈱（現ダ イワロイヤル㈱、平成16年4月ビジネスホ テル事業を会社分割（アールエヌティーホ テルズ㈱））取締役 平成9年3月 ロイヤルインターナショナルエアーケイタ リング㈱取締役 平成11年3月 当社監査役 平成13年3月 当社取締役副社長 平成17年7月 当社代表取締役社長（現任）	9,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
3	大野 農 生 (昭和16年10月3日生)	昭和41年3月 キャセイバシフィック航空会社入社 平成6年12月 キャセイ関西ターミナルサービス(株)代表取締役社長 平成7年3月 当社取締役(平成10年6月辞任) ロイヤルインターナショナルエアーケイタリング(株)代表取締役社長 平成10年7月 当社業務執行役員(平成11年3月退任) 平成12年3月 (株)関西インフライトケイタリング代表取締役社長(現任) 平成14年5月 オージー・ロイヤル(株)(現ロイヤル関西(株))代表取締役社長(現任) 平成16年3月 当社取締役(現任) 平成19年1月 ロイヤル(株)代表取締役社長(現任) (他の法人等の代表状況) (株)関西インフライトケイタリング代表取締役社長 ロイヤル関西(株)代表取締役社長 ロイヤル(株)代表取締役社長	5,000株
4	前原 和 洋 (昭和19年2月23日生)	昭和42年4月 長谷川香料(株)入社 昭和47年9月 三建不動産(株)入社 昭和55年1月 当社入社 平成2年6月 当社立地開発部長 平成3年4月 アールアンドディープランニング(株)(現ダイワロイヤル(株))取締役 平成5年4月 同社常務取締役 平成11年10月 同社専務取締役 平成16年4月 アールエヌティーホテルズ(株)代表取締役社長(現任) 平成18年3月 当社取締役(現任) (他の法人等の代表状況) アールエヌティーホテルズ(株)代表取締役社長	5,000株
5	菊地 唯 夫 (昭和40年12月4日生)	昭和63年4月 (株)日本債券信用銀行(現(株)あおぞら銀行)入行 平成9年6月 同行秘書室秘書役 平成12年2月 ドイツ証券会社東京支店入社 平成15年4月 同社投資銀行本部ディレクター 平成16年4月 当社入社執行役員総合企画部長兼法務室長 平成19年3月 当社取締役総合企画部長兼法務部長兼グループマネジメント部長(現任)	800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
6	吉田 郁朗 (昭和27年10月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成4年1月 当社計数管理室長 平成12年1月 当社業務執行役員計数管理室長 平成16年7月 当社業務執行役員内部監査室長兼戦略分析室長 平成17年7月 当社執行役員内部監査室長 平成20年1月 当社執行役員内部監査部長(現任)	2,000株
7	末吉 紀雄 (昭和20年2月18日生)	昭和42年4月 日米コカ・コーラボトリング(株)(現コカ・コーラウエストホールディングス(株))入社 平成3年3月 同社取締役 平成7年3月 同社常務取締役 平成9年8月 同社専務取締役 平成11年3月 同社取締役副社長 平成14年3月 同社代表取締役(現任) 同社社長兼CEO 平成17年3月 当社取締役(現任) 平成18年7月 コカ・コーラウエストホールディングス(株)CEO(現任) (他の法人等の代表状況) コカ・コーラウエストホールディングス(株)代表取締役CEO	0株

- (注) 1. 候補者榎本一彦氏は、福岡地所(株)の代表取締役会長を兼務し、当社は同社より土地建物等を賃借しております。
2. 候補者前原和洋氏は、アールエヌティーホテルズ(株)の代表取締役社長を兼務し、当社は同社の一部の建物の賃貸借契約にかかる賃借料等について支払保証を行っております。また、当社は同社より土地建物等を賃借しております。
3. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 候補者末吉紀雄氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とする理由について
末吉紀雄氏につきましては、コカ・コーラウエストホールディングス(株)の代表取締役としての経験を活かして、当社の経営全般に助言をいただくためであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
末吉紀雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- (3) 社外取締役候補者との責任限定契約について
末吉紀雄氏の再任が承認された場合、当社は末吉紀雄氏との責任限定契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役高畠由弘、谷正明、永田昇の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	富 永 真 理 (昭和27年7月6日生)	昭和51年9月 当社入社(昭和57年4月退社) 昭和62年2月 当社入社 平成2年3月 当社取締役(平成10年6月辞任) 平成10年7月 当社業務執行役員エアーケイタリング部長 平成15年3月 当社取締役(現任)	216,000株
2	永 田 昇 (昭和14年8月1日生)	昭和39年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほコーポレート銀行)入行 平成4年6月 同行取締役 平成7年6月 興銀リース㈱常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成12年5月 ㈱日本興業銀行参与 平成12年6月 IBJホワイトホール銀行副会長 平成14年3月 東京ベイヒルトン㈱取締役社長 平成17年3月 当社監査役(現任) 平成17年6月 理研計器㈱監査役(現任)	1,000株
3	渋 田 一 典 (昭和19年5月26日生)	昭和43年4月 ㈱福岡銀行入行 平成11年6月 同行常務取締役 平成14年6月 同行代表取締役専務取締役 平成17年5月 同行代表取締役副頭取(現任) 平成19年4月 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役副社長(現任)	0株

- (注) 1. 候補者渋田一典氏は、㈱福岡銀行の代表取締役副頭取であり、当社は同行からの借入金があります。
2. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 候補者永田昇および渋田一典の両氏は、社外監査役候補者であります。社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とする理由について
永田昇氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識および他社における社外監査役としての経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。渋田一典氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。
 - (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
永田昇氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (3) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役であった場合において、在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務執行が行われた事実について
渋田一典氏が取締役副頭取(代表取締役)に就任している㈱福岡銀行において、行員による顧客の現金着服などの不祥事件がありました。同氏を含む同行経営陣は、事実発生後において、事故者の懲戒解雇処分、関係当局への通報・届出、営業店におけるリスク管理態勢の見直し・強化、再発防止策の策定を行いました。

- (4) 社外監査役候補者との責任限定契約について
 永田昇氏の再任が承認された場合、当社は永田昇氏との責任限定契約を継続する予定であり、また、渋田一典氏の選任が承認された場合、当社は渋田一典氏との責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備えて、2名の補欠監査役の選任をお願いするものであります。

第3号議案が承認可決された場合の監査役永田昇氏の補欠監査役として石井秀雄氏、監査役渋田一典氏の補欠監査役として柴戸隆成氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	石井秀雄 (昭和29年10月6日生)	昭和53年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほコーポレート銀行)入行 平成16年4月 同行本店営業第一部長 平成16年6月 同行営業第七部長 平成18年3月 同行福岡営業部長 平成19年4月 同行執行役員福岡営業部長(現任)	0株
2	柴戸隆成 (昭和29年3月13日生)	昭和51年4月 ㈱福岡銀行入行 平成17年4月 同行常務取締役 平成18年6月 同行取締役常務執行役員 平成19年4月 同行取締役専務執行役員(現任) 平成19年4月 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者石井秀雄および柴戸隆成の両氏は、補欠の社外監査役候補者であります。補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について
 石井秀雄氏につきましては、㈱みずほコーポレート銀行での経験や幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただくためであります。
 柴戸隆成氏につきましては、㈱福岡銀行での経験や幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただくためであります。
- (2) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役であった場合において、在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務執行が行われた事実について
 柴戸隆成氏が取締役就任している㈱福岡銀行において、行員による顧客の現金着服などの不祥事件がありました。同氏を含む同行経営陣は、事実発生後において、事故者の懲戒解雇処分、関係当局への通報・届出、営業店におけるリスク管理態勢の見直し・強化、再発防止策の策定を行いました。
- (3) 社外監査役候補者との責任限定契約について
 石井秀雄氏または柴戸隆成氏が社外監査役に就任された場合、当社は当該監査役との責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

第5号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年3月27日開催の第58期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「前定時株主総会」といいます。）において、有効期間を前定時株主総会終了後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。

旧プランは、本定時株主総会の終結の時をもってその有効期間の満了を迎えることから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、旧プランに所要の修正を行い（以下、修正後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）、当社定款第14条の定めに基づき、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 本プランへの更新を必要とする理由

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、下記(1)のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を決定いたしました。本議案は、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランに所要の修正を行い、本プランに更新することをお諮りするものであります。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を可能とする者である必要があると考えております。また、上場会社である当社の株式は、株主又は投資家の皆様に自由に取引されるものであり、当社経営の支配権の移転を伴うような買収提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づくべきものと考えており、当社株式について大量買付がなされる場合、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、近時、我が国の資本市場における株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社および当社グループが、お客様に対して安全・安心な“食”と“ホスピタリティ”を提供し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、当社グループの総合力をもって、お客様のニーズに最適な形で提供していくこと、お客様、お取引先様、拠点のオーナー様、その他のステークホルダーの皆様との信頼関係を維持すること、ホスピタリティ精神の普遍性を一層浸透させていくこと、熟成された企業文化を基盤に、業界をリードする取組みにチャレンジしていくこと、当社グループの各事業を支えている従業員の高い倫理観とモチベーションを最大限に生かすことが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランへの更新の目的

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際には、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、旧プランに法令改正等を踏まえた所要の修正を行い、上記(1)に記載した基本方針に沿った本プランへ更新することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご提示した当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様にご適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本プランへ更新することが本定時株主総会において承認された後において予定される特別委員会の委員の氏名および略歴は別紙2のとおりです（更新後の特別委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項については別紙1ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。

特別委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると合理的に判断した場合には、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

買付者等およびそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

買付等の目的、方法および内容（買付等の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

買付等の後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等

買付等の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他特別委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) 記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等から本必要情報（特別委員会が買付者等に対し追加的に情報の提出を求めたときは当該情報）をすべて受領した日、又は、（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会から要求した情報等をすべて受領した日のいずれか遅い日から原則として60日間が経過するまで（但し、下記(d)に記載する場合などには、特別委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「特別委員会検討期間」といいます。）に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通じて、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、特別委員会が、直接又は当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実については速やかに、また、本必要情報その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項については、特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 特別委員会による勧告等の手続

特別委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告その他の決議をした場合その他特別委員会が適切と考える場合には、特別委員会は、当該勧告等の概要その他特別委員会が適切と判断する事項（特別委員会検討期間を延期する場合にはその期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに当社取締役会を通じて情報開示を行います。

特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の如何を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、特別委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権無償割当てに関する議案の付議を勧告するものとします。

特別委員会が新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないとは判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の如何を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、特別委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)

上記決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会から新株予約権無償割当ての決議に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本件新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、株主総会において新株予約権無償割当てに係る決議がなされた場合には、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続きを遂行します。当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、又は株主総会を開催する場合においては株主総会の決議が行われるまでは、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は株主総会が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会又は株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主にとって不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（買付等の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式⁹の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者¹⁰、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者¹¹、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は()上記()ないし()に該当する者の関連者¹²（以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が、別途定める日において全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日において非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合には、当該本新株予約権につき、当社はかかる本新株予約権の取得を行うことができます。

当社は、以上に加え、特別委員会の勧告又は株主総会の決議に基づき、具体的な本新株予約権の無償割当て決議に際して、相当性の観点から適切と考えられる場合には 以外の本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項など）を定める場合があります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成20年2月14日現在施行されている法令を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

⁹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、本新株予約権の行使により発行される当社株式および本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとします。

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該

当しないものとしします。本議案において同じとしします。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと含みます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

特別委員会規則の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、()当社社外取締役、()当社社外監査役、又は()社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者、飲食業界に専門的・学術的知識を有する者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権無償割当ての実施(これについて株主総会に付議することを含む)もしくは不実施
 - 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - 当該買付行為等が本プラン発動の対象となるかどうかの判断
 - 買付者等および当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - 買付者等の買付等の内容の精査・検討

買付者等との交渉・協議

当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

特別委員会検討期間の延長の決定

本プランの修正又は変更の承認

本プランの廃止

その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項

当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると合理的に判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行うことができる。

以 上

特別委員会委員略歴

本プランへの更新時の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

永田 昇（ながた のぼる）

【略歴】

昭和14年生

昭和39年4月 株式会社日本興業銀行（現株みずほコーポレート銀行）入行

平成4年6月 同行取締役

平成7年6月 興銀リース株式会社常務取締役

平成9年6月 同社専務取締役

平成12年5月 株式会社日本興業銀行参与

平成12年6月 I B J ホワイトホール銀行副会長

平成14年3月 東京ベイヒルトン株式会社取締役社長

平成17年3月 当社社外監査役（現任）

平成17年6月 理研計器株式会社社外監査役（現任）

平成19年3月 当社特別委員会委員（現任）

永田昇氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役に再任予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

落合誠一（おちあい せいいち）

【略歴】

昭和19年生

昭和45年4月 弁護士登録（昭和49年3月請求取消）

昭和49年4月 東京大学法学部助手

昭和52年4月 成蹊大学法学部助教授

昭和56年4月 成蹊大学法学部教授

平成2年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授・東京大学法学部教授

平成19年4月 当社特別委員会委員（現任）

平成19年4月 中央大学法科大学院教授（現任）

平成19年4月 西村高等法務研究所所長（現任）

平成19年4月 弁護士登録

平成19年6月 東京大学名誉教授

落合誠一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

児嶋 隆（こじま たかし）

【略歴】

昭和25年生

昭和50年12月 新和監査法人入所

昭和54年 8 月 公認会計士登録

昭和61年 7 月 パリバ金融投資会社東京駐在員事務所入社

昭和62年 7 月 チェース・マンハッタン銀行東京支店入社

昭和63年10月 センチュリー監査法人入所

平成10年 7 月 岡山大学経済学部助教授

平成13年 4 月 岡山大学経済学部教授

平成15年 4 月 中央大学商学部教授（現任）

平成19年 3 月 当社特別委員会委員（現任）

児嶋隆氏と当社間に特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

1. 場所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号 (〒812-0018)
グランド・ハイアット・福岡 3階
ザ・グランド・ボールルーム
電話 (092)282-1234

2. 交通のご案内 福岡空港.....車で約15分
西鉄福岡(天神)駅...徒歩約15分
地下鉄中洲川端駅...徒歩約10分
JR博多駅.....徒歩約10分

